

## 池田文書の研究（九）

### 池田文書研究会

#### 九鬼隆一の書簡について

##### 一、九鬼隆一の略歴

隆一は、明治初期の文部官僚で、のち美術行政家として知られる。幼名は貞之助。静人とも称した。号は成海。嘉永五年八月七日、摂津三田藩上士星野貞幹の次男として生れ、のち陵部藩家老九鬼隆周の養嗣子となり名を隆一と改める。明治二年綾部県権少参事兼道学館督学となる。翌三年川本幸民に入門、四年二月慶応義塾に入学、さらにフルベッキについて英学を学ぶ。

明治五年文部省に出仕、南校監事、ついで東校副校長に任ぜられる。明治六年欧米各国に派遣され留学生の召還と整理にあたる。明治七年文部少丞、学務局長に任ぜられ、十年文部大書記官兼太政大書記官となり、同年十二月パリ万国博覧会に派遣される。明治十三年文部少輔兼議官となる。

明治十七年特命全權公使としてワシントンに駐劄。帰朝後の明治二十一年図書頭、宮中顧問官を兼任。二十二年帝國博物館総長兼任。二十三年貴族院議員、二十八年枢密顧問官。明治二十九年男爵を授けられる。昭和六年八月没、年七十九。明治十二年龍池会に参加。フェノロサに啓発され、政治の

文教政策を反映して、洋画・文人画を攻撃し、岡倉天心の活動を助けた。明治二十一年宮内省の臨時全国宝物取調局の委員長に任命され全国の宝物類の調査にあたる。明治二十六年、明治美術会と衝突し、同会から「鬼征伐」と題するパンフレットが出された。のち古社寺保存会会長となる。

（参考文献・『丹波人物志』他）

##### 二、隆一の書簡

隆一の書簡十九通は、大別して、A、隆一が文部大書記官あるいは文部少輔として学校行政を担当していた明治十年代のもの十通、B、病用その他社交・私事に関するもの八通、C、明治三十六年の古社寺保存会設立に関したと思われる一通に分類できる。

Aでは、本郷辺の水道工事にともなう東京大学医学部の井戸数調査に関した書簡一五五五、衛生学教師のあつかいに関する書簡一五五六があるほか、明治十四年の東京大学改革後、大学辞任を表明した謙齋を慰留しようとした一連の書簡三三三・一五六〇・一五五〇・三三三四などが興味深い。

Bでは、それまで岩佐純の治療を受けていた福岡孝弟文部卿の病氣診察を依頼した書簡一五五二があり、また、隆一の小児を謙齋が治療していたことを伝える書簡一五四六がある。

Cの書簡一五四七は、隆一が古社寺文化財の調査と保存の事業に傾倒したことを示す貴重な資料となる。

（遠藤正治）

## 池田文書 一 九鬼隆一書簡一覽一

書簡番号	発信年月日	( )内推定	発信者名	受信者名	備考	
<b>(A) 文部行政関係</b>						
1	1544	明治	年9月6日	九鬼隆一	池田綜理殿	かけ病院掛志願
2	1558	明治	年10月13日	九鬼	池田殿	医科動物学之書
3	1555	明治	年11月15日	隆一	池田様・石黒様	本郷下谷辺水道
4	1556	明治	年 月10日	隆一	池田老臺	衛生学教師
5	1548	明治	年10月3日	九鬼隆一	池田謙斎殿	別紙雛形御廻
6	1551	明治	年5月14日	隆一	池田老臺	無拠御事情
7	3133	明治(14)	年6月16日	欠	池田契台	後来医学上の為
8	1560	明治(14)	年8月4日	隆一	池田契台	御辞職の事
9	1550	明治	年9月6日	隆一	池田老台	大学御辞職之事
10	3134	明治	年10月26日	欠	欠	大学併奉職之事
<b>(B) 病用・社交</b>						
11	1552	明治	年11月29日	隆一	池田先生	福岡文部卿の病
12	1553	明治	年 月19日	隆一	池田賢臺	弊舎晚餐会
13	1559	明治	年2月8日	九鬼隆一	池田盟臺	御恵贈品御礼
14	1546	明治	年6月23日	九鬼隆一執事	池田様執事	小児病氣中御尽力
15	1545	明治	年7月21日	九鬼	池田様	病中御見舞御礼
16	1557	明治	年6月28日	隆一	池田老臺	春田之事
17	1549	明治	年7月4日	隆一	池田謙斎様	御垂示
18	1554	明治	年12月28日	隆一	池田契賢	御恵贈品御礼
<b>(C) 古社寺保存会</b>						
19	1547	明治	36年10月13日	隆一	男爵池田博士殿	一會設立発起中

1 明治 年九月六日

一五四四 九鬼隆一 池田謙齋

過日は御來場被下候由、尔後一応罷出候積之処、意外之喧雜二而御無音罷居候、扱宮内省へ奉務之針医某名ハ忘却ス二十  
来かつけ病院掛を兼動致し度志願之由、此節前田正名も再三  
依頼有之候へ共、右は一向用不用之様子も不相分、殊二可成  
丈吏員之増減等も無之方を望ミ居候儀に付六ヶ布旨申置候へ  
共、余程熱心之由二而再三願も有之候二付、一応長谷川へ尋  
見候心算ニ御座候、併余り突然同氏へ話し候も何如ニ付一応  
貴慮奉伺度、随分兼勤之都合も出来候ものや、又は到底出  
キ難き候事二や、萬一都合出き候半も、本人は勿論紹介人も  
満悦無涯あるべく一応御様子伺方御依頼試候、御見込之処丈  
御一答被下度相願候也、匆々隆一、

九月六日 拜白

池田老臺下

(封筒裏)

大学医学部

池田綜理殿

(封筒裏)  
九鬼隆一

至急親展

(一) 前田正名：鹿兒島藩士前田善助の六男で嘉永三年生

まれ、明治二年フランスに留学。八年フランス公使館二等書記官となり、九年帰国、内務省勸農局に出

仕。ついでパリ万国博覧会事務官長および総領事と

なる。十四年大蔵、農商務両省の大書記官、理事官に進む。のち山梨県知事、東京農林学校長、元老院議員、貴族院議員、男爵となる。大正十年没、年七十二。

(二) 長谷川：長谷川泰、明治十一年脚氣病院設立に際してその事務長を兼ねた。東京府病院々長。明治九年済生学舎を創立。のち内務省衛生局長。明治四十五年没、年七十一。

2 明治 年十月十三日

一五五八 九鬼隆一 池田謙齋

小啓、此醫科動物学之書ハ稿本十二冊落成致候由二而開成学校より廻付有之候、右は一鉢坊間書肆之内へ托し開板可致積之処、何分大部故急ニ引受人無之不得已官板二而も采用有之度志願ニて手蔓ヲ以開成校へ持出候もの之由ニ御座候、該書ハ御校ニて開板相成通学生教場之需用等ニ被供候ハ、裨益ニも可相成筋之者ニ候哉、誰人江か御命シ首尾点検ヲ候候上御見込之処承り度、尤草稿買上ハ至て低價之由、開板入費ハ一切ニて凡六百円程ニて竣切可相成トノ事ニ御座候、若シ官板ニ相成候ニ足らざる物ニ候ハ、書中之意旨不精究ニて訛誤等多キ成立之者ニは無之候哉、是又検討御命被下度及御依頼候、且譯人奈良坂某ハ如何様成素性ニて曾テ御校へ出頭等致候者ニも有之候哉、一応御調査せ相願候、先ハ右件に御依頼迄勿々

敬具、

十月十三日

九鬼押

池田殿揚下

二仲、若御見込有之者ニ候へハ、残之分取寄候様可致直段之処も精細申出候上決定可致事と奉存候、若又御見込無之品ニ候へハ大略検討御命シ被下候上相成丈け早々御返付奉願候、右は貴校教師之姓名等相見へ且貴校御入用之物歟と申評説ニ付一応貴下ヲ煩候、格別之御手数不被下様奉禱候、以上、

3 明治 年十一月十五日

一五五五 九鬼隆一 池田謙斎

肅啓

此節本郷并下谷辺水道を引き候目論見有之候処、貴校之如キは本道ニ接居候間、引用ニも頗る簡便費用も少かるへき由、右は非常用并平常用等之外何程之井戸御引用可相成や、尋常之井戸は年税四円吹キ井戸は年八円程之豫算ニ而瀧ニ用ひ候分は末年税之見込相立兼候へ共、吹キ井戸高價ニ相成旨何卒可成明并数多く御用ひ被下見込を被立此節御内意之処承り度区長方申出候、何卒忽々御見込之并数并吹井尋常井或は瀧等之區別共御取調御返答被下度候、拜白、隆一

十一月十五日

池田様

石黒様

青息

(封筒裏)

医学部

池田綜理殿

石黒綜理心得殿

親展

(封筒裏)  
九鬼隆一

4 明治 年 月十日

一五五六 九鬼隆一 池田謙斎

拝承、早速御しもん被下難有衛生学教師之分を病理学専門教授ニ書き替之義はもはや時間も迫り居候間、惣而写しかへ等大分六ヶ布候へ共、可成は御主意之通ニ致し度、併右ニ振替候半も衛生専門之方は病体解剖之部替書之事兼奉願、事ニより先答まゝ一見教師へ加も不被図、右之書き替へ時間なく候半も重々口頭ニ而しやべり可成書面を遣さぬ様致度、忽々恐々拝復、隆一

十日

池田老臺

5 明治 年十月三日

一五四八 九鬼隆一 池田謙齋

昨日ハ態々御来賁被成下拝謝ニ不堪候、其節縷々御説話之趣委曲承り、御約束ニ任セ別紙雛形御廻し申候条、可然御取舎之上御回付相成候ハ、早速取斗可申候、他ハ面撃ニ付シ草々恭具、

十月三日 九鬼拜

池田臺下

(封筒裏)  
池田謙齋殿 九鬼隆一

親展

6 明治十四年五月十四日

一五五一 九鬼隆一 池田謙齋

拝呈、無扨御事情と申事一応詳細之処拝聴致度、右拝聴候上管長評議御座候間、何卒明日省へ御出被下候様、又は小生方御宅へ参上候へ共御都合次第二而可被下成候、兎角明日拝呈を得度奉存候、尤一応卿へも相談致候事ニ御座候、拜復頓首、  
隆一

五月十四日

池田老臺下

7 明治 (十四) 年六月十六日

三一三三 (九鬼隆一) 池田謙齋

昨宵深更ニ帰宅、貴書拜見、甚驚入候へ共、深更故態と今朝迄延し置候、萬一右様の事有之候而は何如ニも困却仕候間、昨日も委細御倚願及候事衷心御諒知之儀と存候、何分も貴分御引受不被下候而は困却実ニ極り候、後來医学上の為御身事を<sup>事</sup>任せられ御辛抱可被下候、偏ニ御倚願及候処、既に生迄御差出し有之候事故公然の御書面と卿へも為相見可申候へ共、到底御引受不被下候而は不相成事、精々御辛抱被下度先御一言致し何れ近々如此委曲可申進、勿々、奉内陳候、

六月十六日

池田契台

坐右

(端裏書き)  
内陳

8 明治 (十四) 年八月四日

一五六〇 九鬼隆一 池田謙齋

過日は懇にも貴价に付やられ華菓御恵投被下拝謝之至ニ御座候、其節懇々之御書中今度は是非とも御辞職と被成医学部之為ニも却而よろしからん云々之御垂示貴意は一々諒察致し候へ共、此儀は実ニ困難之限、何分方今之処逆も覚束なく折角

此躰裁を復し候際、右様之大事相生じ候而は医学之為容易ならざる關係を生じ全大学之為にも許多の影響を及ぼし可申最初此義には実困却残候事ニ而、今日においても鄙見毫厘の差無事憂慮仕候間、何分爲医学爲全大学幾多の御辛抱被下貴身上の御迷惑は暫く御忍び被下候様只管ら切望致候、尤三学部との關係は何也之御相談ニいれ候事やと拝察致候へ共、此義は追而拝青と委細可承奉存候、昨日は御本省拜鳳委曲可申悉奉存候処、御差支御不參ニ付先以書中如此御座候、何れ近日拜鳳萬縷可申述先は右乱毫御推縷被下度候、隆一拝、

八月四日

池田契台下

座右

御眼氣何如被爲入候哉、深く御養復被成度奉禱望候

内陳 拝復

9 明治 年九月六日

一五五〇 九鬼隆一 池田謙齋

昨日帰宅貴札拝見、大学御辞職之事何かにも困却事件ニ御座候へ共、一応卿へ内談之上御返事可仕不取敢拝取旁如此御座候、勿々隆一 拝白、

九月六日

池田老台

座右

10 明治 年十月廿六日

三二三四 (九鬼隆一) (池田謙齋)

大学併奉職之事御多忙中万御難渋之義は千萬不堪拝察候へ共、為道爲国御辛抱被下度偏ニ切望候、今度三宅氏方懇ニ申立候事も有之、固御氣之毒千萬ニは候へ共、何分御尽力御負擔被下度御主意ニ而御辞表返却之運相成候、何分相續き御尽力被下度不堪至禱候、拝白、

十月廿六日

11 明治(十四、十六)年十一月二十九日

一五五二 九鬼隆一 池田謙齋

益々御清適奉賀候、久々不得拝顔餘り唐突之儀ニ候へ共福岡文部卿事過日来病重引籠り中、元来は持病氣ニ候処過夜押而芝離宮へ被參候より熱氣大分甚く全身疼痛致し餘程困苦被致候よし、従来岩佐氏之治療を受けられ候処、此節急ニ台下之御診察を乞ひ度、右之段卿方貴宅へは使を以願出候筈ニ候へ共、特ニ小生方も御願申候、御繁忙中ニも候へ共何卒今日御退朝かけ御廻診被成下候事相叶可申候哉、只管ら小生方も奉願候、果而御廻診被成下候ハ、第何時頃ニ可相成候哉、何卒御一信被下度、早々拝白、隆一、

十一月念九十一時半

池田先生

座右

(封筒裏)

宮内省二而(第八九号)

池田謙齋殿

大急親展

(封筒裏)

十一月廿九日午前十一時半

文部省九鬼隆一

(一)福岡文部卿：福岡孝弟(たかちか)。天保六年生まれ、土佐藩士。五箇条御誓文の起草者の一人。明治五年文部大輔、司法大輔、七年左院議官、八年元老院議官、十四年参議兼文部卿となり、十六年参事院議長に転じ、十七年子爵を授けられる。大正八年没、年八十五。

(二)福岡孝弟が文部卿であったのは明治十四年四月七日から十六年十二月十二日までであるので、明治十四から十六年の書簡を推定される。

12 明治 年 月十九日

一五五三 九鬼隆一 池田謙齋

爾来一応相伺候心得之処、兎角喧雜ニ取紛レ、且賢台ニも日夜御繁勤ト承リ旁御疎濶相過候得共、先以御清暢拝賀候、扨明後廿一日即金曜日弊舎ニ而晚餐ヲ供シ歎娛ヲ共ニ致度若御操合せ相成候へは午下第七時御平服ニ而御責臨被下度候、尤御繁劇之御中決テ絶而は不申上候間、御都合次第ニ被成下度御手数ながら御来車之有無御一答奉仰候、匆々拝白、

十九日 隆一拜

池田賢臺

侍史

二伸、同日はドクトルミユルチエ及ベイヤ及中井弘等尚両三人ニ而族れも面倒之人物は無之候、以上、

(封筒裏)

池田謙齋殿 九鬼隆一

至急親展

13 明治 年二月八日

一五五九 九鬼隆一 池田謙齋

尊書拝讀、昨日ハ御厚誼ヲ以結構之御躰け御惠贈被下難有拝受仕候、實ハ参上拝晤ニ拝謝可仕之所、発航前極而切迫存外喧雜、甚乍不本意得参上不仕、児帰朝の上緩々御謝答可仕、

不取敢謝情ヲ表し度呈早書勿々拝答、

二月八日 九鬼隆一

池田盟臺

拜復

14 明治 年六月二十三日

一五四六 九鬼隆一 池田謙齋

拜啓、小児病氣中ハ毎々御憫到御尽力被成下難有奉萬謝候、然ハ此品甚た輕薄之至ニ御座候得共、御禮の印まで拝呈仕候、可然御披露奉依頼候、頓首拜白

六月廿三日

本郷元町老丁目六十七番地

九鬼隆一

執事

池田様

執事御中

15 明治 年七月廿一日

一五四五 九鬼隆一 池田謙齋

先達而ハ病中御見舞被下難有鳴謝之至御座候、粗織物沓巻御目ニかけ申度御笑納被下度候也、

七月廿一日

九鬼拜

池田様

侍者

16 明治 年六月廿八日

一五五七 九鬼隆一 池田謙齋

御多忙奉察候、先宵は春田之事ニ付而も非常之御面倒相かけ御詳答被下奉謝候、御存知之通從來小生は別懇之中ニ而色々之事直被頼候様之仕合、実ニ為公私裏痛を極め候方屢々御手数相かけ申候、猶しつくだく御尋申度は先方家内へも申されぬ事ながら逆もく快復之目的はなきものニや、婦女子之如き申分ながら聊かニ而も斯くも為したならばと申事も有之候ハト、何かある事ニ而も施し可申候、逆もく施術之途は打絶へ候様なりや、果而若然らば猶少々は保ち候ものなりや、極内々小生限り御まかせ被下度相願候、并同人家内事御覽之通之容体ニ候処、按じる様之事はなきものニや、何と申病なりや、家内の身体引まいし方ハ何如相心得居よろしく候哉、是又御まかせ被下度相願候、前条何如ニも同患病之義ニ候へ共悲痛御推恕被下候而御面倒之様願上候、拜白、隆一、

六月廿八日

池田老臺

座右

(封筒裏)

池田謙齋殿

(封筒裏)  
九鬼隆一



急親展

17 明治 年七月四日

一五四九 九鬼隆一 池田謙齋

御垂示ニより何様抑へ難く候共不治とは不申候、御垂示之処迄ニて留め置可申存候、此段御含被成度候、此上とも何分よろしく願候、若何分危急ニ廻り候ハ、鳥渡御一報被下度偏ニ相願候也、再拝隆一、

七月四日

(封簡表)

駿河臺

池田謙齋様

急親展

(封簡裏)  
九鬼隆一

18 明治 年十二月二十八日

一五五四 九鬼隆一 池田謙齋

御小兒御不快之由何如之御容子ニ候哉、特に御大事被成下度切禱之至ニ候、昨日は御細書被下諭之旨拝承候、従是社参集仕候度存ながら、此節は始終之相かまけ罷在候而、日々喧雜為專念御無音仕候、美殊之品々御惠贈深く拝謝候、扱此籠器は久く申付置候処、此節漸く出来候ニ付甚以不敬之物ニ候へ共、一瓶歳暮之印迄ニ拝呈し度幸ニ御笑留可被下候、拝復旁

早々如此候、隆一拝

十二月念八

池田契賢

座右

駿河臺池田謙齋殿

拜慶

九鬼隆一

(封簡裏)  
小石川白山邸ニ而

19 明治三十六年十月十三日

一五四七 九鬼隆一 池田謙齋

益清適慶賀之至奉存候、陳者唐突之義ニ御座候へトモ近年美術道歴史道又別ニ外国人を引き外国之當を日本へ引く事ニ付而モ多々之感有之、「此末段ノ一事ハ二十餘年来小子ノ唱道スル処ニ御座候」加之此節国宝物整理方ニ付諸方巡廻致候末又更ニ多く之感有之、到底政府ニ而為し得へからざる救済之得ざる事も有之、種々多々之感ハ筆紙に尽し難く、何れ其内拝青萬々申上候へトモ何様棄て置き難き有様ニ付、小杉黒川三宅那珂穂積奥田土方其他数博士及帝室技藝員其他美術歴史勝地等関係多き地方長官有力者外ニ本山千家大村伯福岡海江田両子高橋久保田今泉川崎服部一三三井其外数十人申合せ別紙假規則を設け此様之一會設立致度発起中ニ御座候、第一此会ハ有力者之少数ヨリハ廣く多く五萬ヨリ八十萬、十萬ヨリハ二十萬と申す如く廣く多けれバ多き丈切能多く有之、随分一

九鬼隆一  
(消印 36 | 10 | 13)

人一家ヨリハ多くの尽力と棄捨とを請ハズ、當一人ハ極めて  
輕易之事ニ致シ可成多く廣く入會せしめ度本意ニ御座候間、  
博士諸君之如キハ特ニ本會発起者之姓名ニよろしからん事を  
切望致す為めに賢臺之発起者中ニ御加入被成下事を願上候、  
其外ニ仮規則五冊御送付申候間、何卒御友人中之医学博士方  
へ五人斗り発起者中ニ御加ハリ被下様御尽力被成下度、世間  
ニ廣く推し出し候節根本発起者之姓名之よろしからん事を切  
望致す之主意も御座候間、何卒切ニ御友人中へ御尽力被成下  
度、右御定め被下候姓名ハ何卒来十一月一日迄ニ芝公園地邸  
へ御一報被成下度願候、斯会ニハ宮方元勲等ノ入会ハ希望せ  
ざる積ニ御座候間、何分御友人中ニ御勧誘願上度候、尚又甚  
申兼候へトモ特ニ貴名を希望致候間、御差支無之来廿五日迄  
ニ御返書無之候ハゞ貴下之御名ハ発起人帳へ登載致し度候、  
拝乙頓首、

十月十三日 隆一 拝

男爵池田医学博士殿

侍史下

(封筒表)

神田区駿河臺

男爵医学博士池田謙齋殿

必親展

(封筒裏)

芝公園等十四号

(印)

(勝直)